

三重県行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、三重県行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 1 行財政改革に関する検討・協議
- 2 行財政改革に関する重要事項の決定
- 3 行財政改革に関する進捗管理
- 4 その他行財政改革の推進に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は次の通りとする。
知事部局の部長・理事・局長、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長

(会議)

第4条 推進本部は、行財政改革に関する検討・協議等を行うため、推進本部員会議（以下「本部員会議」という。）を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、司会・進行は総務部長が行う。
- 3 本部員会議の出席は、原則として構成員のみとする。
- 4 上記以外の者で知事の指名した者は、オブザーバーとして会議に参加できるものとする。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総合経営会議幹事会の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会は、本部会議の検討・協議及び進捗管理事項の調整並びに情報共有等を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部経営総務室が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。